

I P 通 信 網 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]

[現 行]

第 1 章 総 則

第 1 条～第 2 条 (略)

(用語の定義)

第 3 条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

| 用語 | 内容 |
|-------------|---|
| 1～4 (略) | (略) |
| 5 特定CATV事業者 | 株式会社ケーブルネット鈴鹿、株式会社シー・ティー・ワイ、近鉄ケーブルネットワーク株式会社、株式会社エヌ・シー・ティ、株式会社ニューメディア、株式会社テレビ小松、多摩ケーブルネットワーク株式会社、KBN株式会社、株式会社秋田ケーブルテレビ、伊賀上野ケーブルテレビ株式会社、上越ケーブルビジョン株式会社、射水ケーブルネットワーク株式会社、株式会社アドバン スコープ、株式会社テレビ岸和田、株式会社ケーブルテレビ富山、株式会社ケーブルメディアワイワイ、株式会社ベイ・コミュニケーションズ、株式会社キャッチネットワーク、株式会社TOKAIケーブルネットワーク、株式会社KCN京都、株式会社上田ケーブルビジョン又は鹿沼 ケーブルテレビ株式会社、株式会社エコーシティー・駒ヶ岳、CCNet株式会社、ひまわりネットワーク株式会社、シーシーエヌ株式会社、株式会社長崎ケーブルメディア、出雲ケーブルビジョン株式会社、知多メディアネットワーク株式会社、株式会社Goolight、株式会社新川インフォメーションセンター、株式会社ケーブルテレビ可児、スターキャット・ケーブルネットワーク株式会社、グリーンシティーケーブルテレビ株式会社、株式会社広域高速 ネット二九六、エルシーバイ株式会社又は知多半島ケーブルネットワーク株式会社、株式会社大垣ケーブルテレビ、とнами衛星通信テレビ株式会社、高岡ケーブルネットワーク株式会社、Kビジョン株式会社、 <u>西尾張シーエーティーヴィ株式会社</u> |
| 6～31 (略) | (略) |

第 2 章 I P 通信網サービスの種類等

第 4 条 (略)

(I P 通信網サービスの品目)

第 5 条 I P 通信網サービスには、次表に規定する通信速度種別に係る品目があります。

ただし、2.5 Gタイプは第 3 種契約に限りです。

2 (略)

第 6 条 (略)

第 3 章 I P 通信網契約

第 1 節 契約の種類

(契約の種類)

第 7 条 I P 通信網契約には、次の種別があります。

第 1 章 総 則

第 1 条～第 2 条 (略)

(用語の定義)

第 3 条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

| 用語 | 内容 |
|-------------|--|
| 1～4 (略) | (略) |
| 5 特定CATV事業者 | 株式会社ケーブルネット鈴鹿、株式会社シー・ティー・ワイ、近鉄ケーブルネットワーク株式会社、株式会社エヌ・シー・ティ、株式会社ニューメディア、株式会社テレビ小松、多摩ケーブルネットワーク株式会社、KBN株式会社、株式会社秋田ケーブルテレビ、伊賀上野ケーブルテレビ株式会社、上越ケーブルビジョン株式会社、射水ケーブルネットワーク株式会社、株式会社アドバン スコープ、株式会社テレビ岸和田、株式会社ケーブルテレビ富山、株式会社ケーブルメディアワイワイ、株式会社ベイ・コミュニケーションズ、株式会社キャッチネットワーク、株式会社TOKAIケーブルネットワーク、株式会社KCN京都、株式会社上田ケーブルビジョン又は鹿沼 ケーブルテレビ株式会社、株式会社エコーシティー・駒ヶ岳、CCNet株式会社、ひまわりネットワーク株式会社、シーシーエヌ株式会社、株式会社長崎ケーブルメディア、出雲ケーブルビジョン株式会社、知多メディアネットワーク株式会社、株式会社Goolight、株式会社新川インフォメーションセンター、株式会社ケーブルテレビ可児、スターキャット・ケーブルネットワーク株式会社、グリーンシティーケーブルテレビ株式会社、株式会社広域高速 ネット二九六、エルシーバイ株式会社又は知多半島ケーブルネットワーク株式会社、株式会社大垣ケーブルテレビ、とнами衛星通信テレビ株式会社、高岡ケーブルネットワーク株式会社、Kビジョン株式会社 |
| 6～31 (略) | (略) |

第 2 章 I P 通信網サービスの種類等

第 4 条 (略)

(I P 通信網サービスの品目)

第 5 条 I P 通信網サービスには、次表に規定する通信速度種別に係る品目があります。

ただし、10Gタイプは第 1 種契約又は第 2 種契約に、2.5 Gタイプは第 3 種契約に限りです。

2 (略)

第 6 条 (略)

第 3 章 I P 通信網契約

第 1 節 契約の種類

(契約の種類)

第 7 条 I P 通信網契約には、次の種別があります。

(1)～(3) (略)

2 (略)

3 第1項に規定する第3種契約には、次表に定める特定CATV事業者ごとに種別があります。

| 種別 | 事業者名 |
|----------|------------------|
| (略) | (略) |
| 第3-42種契約 | 西尾張シーエーティーヴィ株式会社 |

第2節～第3節 (略)

第4章～第15章 (略)

料金表

通則

1～25 (略)

第1表 料金

第1 基本使用料

1 適用

| 基本使用料の適用 | | | | |
|-------------------|---------------------------------|----------------|-----|------------|
| I P通信網契約の基本使用料の適用 | ア I P通信網契約の基本使用料には、次の料金種別があります。 | | | 基本使用料の料金種別 |
| | (ア)～(イ) (略) | | | |
| | (ウ) 第3種契約に係るもの | | | |
| | ① 一般契約に係るもの | | | |
| | 区 分 | | | |
| | ドコモ 光 | プロバイダ ありプラン | (略) | |
| ② 定期契約に係るもの | | | | |
| 区 分 | | | | |
| ドコモ 光 | プロバイダ ありプラン | (略) | | |
| イ～シ (略) | | | | |
| (注) (略) | | | | |

2 料金額

2-1 第1種契約に係るもの

2-1-1 (略)

2-1-2 通信速度種別に係る品目が10Gタイプのもの

1契約ごとに

| 区分 | 料金額 (月額) |
|----|----------------------|
| | 次の税抜額 (かっ こ内は税込額) |

(1)～(3) (略)

2 (略)

3 第1項に規定する第3種契約には、次表に定める特定CATV事業者ごとに種別があります。

| 種別 | 事業者名 |
|-----|------|
| (略) | (略) |

第2節～第3節 (略)

第4章～第15章 (略)

料金表

通則

1～25 (略)

第1表 料金

第1 基本使用料

1 適用

| 基本使用料の適用 | | | | |
|-------------------|---------------------------------|-----|-----|------------|
| I P通信網契約の基本使用料の適用 | ア I P通信網契約の基本使用料には、次の料金種別があります。 | | | 基本使用料の料金種別 |
| | (ア)～(イ) (略) | | | |
| | (ウ) 第3種契約に係るもの | | | |
| | ① 一般契約に係るもの | | | |
| | 区 分 | | | |
| | プロバイダありプラン | (略) | (略) | |
| ② 定期契約に係るもの | | | | |
| 区 分 | | | | |
| プロバイダありプラン | (略) | (略) | | |
| イ～シ (略) | | | | |
| (注) (略) | | | | |

2 料金額

2-1 第1種契約に係るもの

2-1-1 (略)

2-1-2 通信速度種別に係る品目が10Gタイプのもの

1契約ごとに

| 区分 | 料金額 (月額) |
|----|----------------------|
| | 次の税抜額 (かっ こ内は税込額) |

| | | | | | |
|-----------|------|------------|------|-----|--------------------|
| 一般契約に係るもの | ドコモ光 | プロバイダありプラン | タイプA | (略) | (略) |
| | | | タイプB | (略) | (略) |
| | | プロバイダなしプラン | | (略) | (略) |
| ahamo光 | | | | | 6,600円 (7,260円) |
| 定期契約に係るもの | ドコモ光 | プロバイダありプラン | タイプA | (略) | (略) |
| | | | タイプB | (略) | (略) |
| | | プロバイダなしプラン | | (略) | (略) |
| ahamo光 | | | | | 5,100円 (5,610円) |

2-2 第2種契約に係るもの

2-2-1 (略)

2-2-2 通信速度種別に係る品目が10Gタイプのもの

1 契約ごとに

| 区分 | | | | | 料金額 (月額) |
|-----------|------|------------|------|-----|----------------------|
| | | | | | 次の税抜額 (かっ こ内は税込額) |
| 一般契約に係るもの | ドコモ光 | プロバイダありプラン | タイプA | (略) | (略) |
| | | | タイプB | (略) | (略) |
| | | プロバイダなしプラン | | (略) | (略) |
| ahamo光 | | | | | 6,600円 (7,260円) |
| 定期契約に係るもの | ドコモ光 | プロバイダありプラン | タイプA | (略) | (略) |
| | | | タイプB | (略) | (略) |
| | | プロバイダなしプラン | | (略) | (略) |
| ahamo光 | | | | | 5,100円 (5,610円) |

2-3 第3種契約に係るもの

2-3-1 2-3-2以外のもの

1 契約ごとに

| 区分 | | | | | 料金額 (月額) |
|-----------|------|------------|------|-----|----------------------|
| | | | | | 次の税抜額 (かっ こ内は税込額) |
| 一般契約に係るもの | ドコモ光 | プロバイダありプラン | タイプC | (略) | (略) |

| | | | | |
|-----------|------------|------------|-----|-----|
| 一般契約に係るもの | プロバイダありプラン | タイプA | (略) | (略) |
| | | タイプB | (略) | (略) |
| | | プロバイダなしプラン | | (略) |
| 定期契約に係るもの | プロバイダありプラン | タイプA | (略) | (略) |
| | | タイプB | (略) | (略) |
| | | プロバイダなしプラン | | (略) |

2-2 第2種契約に係るもの

2-2-1 (略)

2-2-2 通信速度種別に係る品目が10Gタイプのもの

1 契約ごとに

| 区分 | | | | | 料金額 (月額) |
|-----------|------------|------------|-----|-----|----------------------|
| | | | | | 次の税抜額 (かっ こ内は税込額) |
| 一般契約に係るもの | プロバイダありプラン | タイプA | (略) | (略) | |
| | | タイプB | (略) | (略) | |
| | | プロバイダなしプラン | | (略) | (略) |
| 定期契約に係るもの | プロバイダありプラン | タイプA | (略) | (略) | |
| | | タイプB | (略) | (略) | |
| | | プロバイダなしプラン | | (略) | (略) |

2-3 第3種契約に係るもの

1 契約ごとに

| 区分 | | | | | 料金額 (月額) |
|-----------|------------|------|-----|-----|----------------------|
| | | | | | 次の税抜額 (かっ こ内は税込額) |
| 一般契約に係るもの | プロバイダありプラン | タイプC | (略) | (略) | |

| | | | | | |
|-----------|--|------------|------|-----|-----|
| 定期契約に係るもの | | プロバイダなしプラン | タイプC | (略) | (略) |
|-----------|--|------------|------|-----|-----|

2-3-2 通信速度種別に係る品目が10Gタイプのもの

1 契約ごとに

| 区分 | | | | 料金額 (月額) | 次の税抜額 (かっこ内は税込額) |
|-----------|------|------------|------|--------------------|------------------|
| 一般契約に係るもの | ドコモ光 | プロバイダありプラン | タイプC | 7,300円 (8,030円) | |
| 定期契約に係るもの | | プロバイダなしプラン | タイプC | 5,800円 (6,380円) | |

第1の2～第2 (略)

第3 定期契約に係る解約金

- (略)
- 料金額

1 契約ごとに

| 区分 | | | | 料金額 (月額) | 次の税抜額 (かっこ内は税込額) |
|------------|--------|---------------|-------------------------|--------------------|------------------|
| 定期契約に係る解約金 | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| | ahamo光 | マンションタイプに係るもの | ア以外のもの | (略) | (略) |
| | | | イ 通信速度種別に係る品目が10Gタイプのもの | 5,100円 (5,610円) | |
| | | 上記以外のもの | ア以外のもの | (略) | (略) |
| | | | イ 通信速度種別に係る品目が10Gタイプのもの | 5,100円 (5,610円) | |

第4～第5 (略)

第2表 工事費

1 適用

| 工事費の適用 | |
|----------------|---|
| (1)～(6) (略) | (略) |
| (7) 時刻指定工事費の適用 | ア 契約者（第2種契約者（第5条（IP通信網サービスの品目）に規定する通信速度種別に係る品目が10Gタイプであって、基本使用料の料金種別がマンションタイプ以外のものに限ります。）及び第3種契約者を除きます。）から時刻指定工事費を支払うことを条件にその契約者が指定する時刻（当社が別に定める時刻に限ります。以下、「指定時刻」といいます。）に工事（交換機等工事のみの場合を除きます。）を行ってほしい旨の申出があった場合であって、当 |

| | | | | |
|-----------|------------|------|-----|-----|
| 定期契約に係るもの | プロバイダなしプラン | タイプC | (略) | (略) |
|-----------|------------|------|-----|-----|

第1の2～第2 (略)

第3 定期契約に係る解約金

- (略)
- 料金額

1 契約ごとに

| 区分 | | | | 料金額 (月額) | 次の税抜額 (かっこ内は税込額) |
|------------|--------|---------------|-----|----------|------------------|
| 定期契約に係る解約金 | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| | ahamo光 | マンションタイプに係るもの | | (略) | (略) |
| | | 上記以外のもの | | (略) | (略) |

第4～第5 (略)

第2表 工事費

1 適用

| 工事費の適用 | |
|----------------|--|
| (1)～(6) (略) | (略) |
| (7) 時刻指定工事費の適用 | ア 契約者（第5条（IP通信網サービスの品目）に規定する通信速度種別に係る品目が10Gタイプに係る第2種契約者及び第3種契約者を除きます。）から時刻指定工事費を支払うことを条件にその契約者が指定する時刻（当社が別に定める時刻に限ります。以下、「指定時刻」といいます。）に工事（交換機等工事のみの場合を除きます。）を行ってほしい旨の申出があった場合であって、当社が指定時刻にその工事を行う場所に到着したとき（その申出をした契約者の |

| | |
|-------------|---|
| | <p>社が指定時刻にその工事を行う場所に到着したとき（その申出をした契約者の責により当社が指定時刻にその工事を行う場所に到着できなかった場合を含みます。）は、1の指定する時刻ごとに次表に規定する額を適用します。</p> <p>ただし、当社の責めに帰すべき事由によりその工事が完了しなかった場合は、この限りではありません。</p> <p>表（略） イ〜ウ（略）</p> |
| (8)~(10)（略） | （略） |

2（略）

第3表（略）

別表1（略）

別表2 付加機能

| |
|-----|
| 種類 |
| （略） |
| |
| |
| （略） |

別表3（略）

附 則（令和6年2月19日経企第4022号）

（実施期日）

1 この改正規定は令和6年3月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならない I P 通信網サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（plala 等に関する経過措置）

3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供されている plala 及び plala（Sコース）の料金その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

| | |
|-------------|--|
| | <p>責により当社が指定時刻にその工事を行う場所に到着できなかった場合を含みます。）は、1の指定する時刻ごとに次表に規定する額を適用します。</p> <p>ただし、当社の責めに帰すべき事由によりその工事が完了しなかった場合は、この限りではありません。</p> <p>表（略） イ〜ウ（略）</p> |
| (8)~(10)（略） | （略） |

2（略）

第3表（略）

別表1（略）

別表2 付加機能

| |
|-------------|
| 種類 |
| （略） |
| plala |
| plala（Sコース） |
| （略） |

別表3（略）

音 声 利 用 I P 通 信 網 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

| [改 正] | [現 行] |
|--|---|
| <p>第1章～第13章 (略)</p> <p>第14章 雑則</p> <p>第60条～第63の2 (略)</p> <p>(協定事業者等からの通知)</p> <p>第64条 契約者は、次のいずれかの場合には、当社が特定 F T T H 事業者又は協定事業者から必要な契約者の情報の通知を受けることについて、承諾していただきます。</p> <p>(1) 当社が、料金又は工事に関する費用を適用するために必要があるとき。</p> <p>(2) 当社が、契約者回線から第三者による不正な国際通話の発信を監視するために必要があるとき。</p> <p>第65条～第71条 (略)</p> <p>第15章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表1～別表6 (略)</p> <p>附 則 (令和6年2月19日経企第4022号)</p> <p>この改正規定は、令和6年3月1日から実施します。</p> | <p>第1章～第13章 (略)</p> <p>第14章 雑則</p> <p>第60条～第63の2 (略)</p> <p>(協定事業者等からの通知)</p> <p>第64条 契約者は、当社が、特定 F T T H 事業者又は協定事業者から料金又は工事に関する費用を適用するために必要な契約者の情報の通知を受けることについて、承諾していただきます。</p> <p>第65条～第71条 (略)</p> <p>第15章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表1～別表6 (略)</p> |

ワ イ ド ス タ ー 通 信 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]

(目次)
 第1章～第12章 (略)
 第13章 その他のサービス
 第1節 (略)
 第2節 削除
 第71条 削除
 第3節～第5節 (略)
 料金表 (略)
 別表 (略)
 附則 (略)

第1章～第12章 (略)

第13章 その他のサービス

第1節 (略)

第2節 削除

第71条 削除

第3節～第5節 (略)

料金表 (略)

別表1～別表8 (略)

[現 行]

(目次)
 第1章～第12章 (略)
 第13章 その他のサービス
 第1節 (略)
 第2節 時報サービス
 第71条 時報サービス
 第3節～第5節 (略)
 料金表 (略)
 別表 (略)
 附則 (略)

第1章～第12章 (略)

第13章 その他のサービス

第1節 (略)

第2節 時報サービス

(時報サービス)

第71条 契約者は、次の規定により時報サービスを利用することができます。

| 区 別 | 内 容 | 電話番号 |
|--------|--------------------------|------|
| 時報サービス | 日本中央標準時に準拠した時刻を、通知するサービス | 117 |

2 前項に規定する時報サービスは、通話モードにより利用していただきます。

3 時報サービスは、1の通信について、時報を聞くことができる状態にした時刻から起算し、6分経過後12分までの間において、その通信を打ち切ります。

4 ワイドスター通信サービスの契約者回線からの時報サービスの利用に係る通信の料金については、その通信を当社が別に定める協定事業者が提供する電話サービスの契約者回線への通信とみなして適用します。

(注) 本条に規定する別に定める協定事業者は、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社とします。

第3節～第5節 (略)

料金表 (略)

別表1～別表8 (略)

| | |
|--|--|
| <p>附 則（令和6年2月19日経企第4022号）</p> <p>（実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、令和6年3月1日から実施します。</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったワイドスター通信サービスの料金その他の債務については、なお従前の通りとします。</p> | |
|--|--|